

医療法人社団明日佳 白石明日佳病院 通所リハビリテーション 及び介護予防通所リハビリテーション 運営規定

(事業の目的)

第1条 本規定は、医療法人社団明日佳(以下「法人」という。)が開設する白石明日佳病院(以下「事業所」という。)が行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション(以下「通所リハビリテーション等」という。)の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にある高齢者等(以下「利用者」という。)に対し、適正な通所リハビリテーション等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 通所リハビリテーション等の提供にあたっては、利用者の要介護状態又は要支援状態等の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図る。

2 事業の実施にあたっては、市区町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|------------|-----------------------|
| 一 名称 | 医療法人社団明日佳 白石明日佳病院 |
| 二 所在地 | 北海道札幌市白石区東札幌5条5丁目2番5号 |
| 三 介護保険指定番号 | 0110513611 号 |

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務及び配属する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

1 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

2 従業者

一 医師 1名

医師は、他職種と連携しつつ自ら医療を行うものとする。

二 理学療法士 2名

理学療法士は、他職種と連携しつつ通所リハビリテーション等利用者の心身機能評価、訓練計画の立案、理学療法の提供等を行うものとする。

三 作業療法士 1名

作業療法士は、他職種と連携しつつ通所リハビリテーション等利用者の心身機能評価、訓練計画の立案、作業療法の提供等を行うものとする。

四 言語聴覚士 2名

言語聴覚士は、他職種と連携しつつ通所リハビリテーション等利用者の心身機能評価、訓練計画の立案、言語聴覚療法の提供等を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日は、国民の祝日及び12月30日から1月3日を除く毎週月曜日から金曜日までとする。

2 事業所の営業時間は午前9時から午後5時までとする。

3 サービス提供時間は次に定めるとおり

一 1単位目 午前9時30分から午前11時まで。

二 2単位目 午前10時30分から午後0時まで。

三 3単位目 午後1時30分から午後3時まで。

四 4単位目 午後2時30分から午後4時まで。

(通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 通所リハビリテーション等の利用定員は、1単位につき6人とする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、札幌市白石区全域及びその隣接区の一部とする。

(通所リハビリテーション等の利用料及びその他の費用)

第8条 通所リハビリテーション等の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。当該通所リハビリテーション等が法定代理受領サービスである場合、介護保険告示上の額のうち介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額とする。

2 第7条に定める実施地域を超えて行う送迎の交通費は、その実費を徴収する。

3 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

4 第2項及び第3項に定める費用について利用者又はその家族から支払いを受ける場合は、事前に文書で説明し、同意を得る。

(サービス提供の留意事項)

第 9 条 通所リハビリテーション等の提供にあたっては、第 10 条第 1 項に規定する通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復及び日常生活の自立を支援する。

- 2 通所リハビリテーション等の提供にあたっては、懇切丁寧にこれを行い、利用者又はその家族に対し、サービス内容等について理解しやすいように説明を行う。
- 3 通所リハビリテーション等の提供にあたっては、利用者の症状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、適切なサービスを提供する。特に、認知症の状態にある利用者に対しては、必要に応じて専門的なサービス提供ができる体制を整える。

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画の作成)

第 10 条 医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の専ら通所リハビリテーション等の提供に従事する者(以下「医師等」という。)は、診療又は各種検査に基づき、利用者の心身の状況、意向及びその置かれている環境を踏まえ、リハビリテーションの目標、具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成する。

- 2 医師等は、通所リハビリテーション計画を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明し同意を得る。
- 3 通所リハビリテーション計画の作成においては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容を踏まえて作成する。
- 4 事業者は、利用者ごとに通所リハビリテーション計画に基づくサービスの実施状況及びその評価を記録し、必要に応じて説明する。
- 5 入院中にリハビリテーションを受けていた利用者に通所リハビリテーション等を提供する場合の通所リハビリテーション計画の作成においては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により情報を把握する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 11 条 利用者は、体調不良等によってサービスを受けることが適切でないと判断された場合、サービスの提供を中止されることがある。

- 2 利用者がサービスを利用するにあたり、職員に対する以下の行為を禁止する。
 - 一 身体的な力を使って危害を及ぼす身体的暴力
 - 二 人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする精神的暴力
 - 三 意に添わない性的誘い掛けや好意的態度を要求する等の性的ないやがらせ行為
(セクシュアルハラスメント)
 - 四 大声で罵る等の侮辱的な行為、優遇を強要する等の不当な要求行為
(カスタマーハラスメント)

(緊急時における対応方法)

第 12 条 通所リハビリテーション等の提供中に利用者の病状が急変した場合その他緊急事態が生じた場合は、必要に応じて応急処置を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第 13 条 通所リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合、速やかに市区町村、利用者の家族、介護支援専門員(介護予防にあっては地域包括支援センター)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び措置を記録し、その完結の時から 2 年間保管する。

3 利用者に賠償すべき事由が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(秘密保持等)

第 14 条 通所リハビリテーション等の従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を厳に保持する。

2 事業者は、通所リハビリテーション等の従事者であった者に対し、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務を課すため、雇用契約に秘密保持に関する事項を定める。

(苦情処理)

第 15 条 管理者は、提供した通所リハビリテーション等に関する利用者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を定め、調査を実施し、改善策を講じ、利用者及び家族に説明する。

2 市区町村から文書その他の物件の提出若しくは提示、質問又は照会があった場合は、これに応じ、調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行う。

3 国民健康保険団体連合会が行う調査がある場合、これに協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行う。

4 市区町村等が実施する相談及び援助等の事業への協力要請があった場合は、協力を努める。

(業務継続計画の策定等)

第 16 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリ

ーション等の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（身体拘束）

第 17 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命若しくは身体を保護するためにやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。

2 やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 18 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

2 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。

3 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年 2 回以上）実施する。

4 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（その他運営についての留意事項）

第 19 条 事業所は、従業者の資質向上を図るため、次の研修機会設け、業務体制を整備する。

一 採用(配属)時研修 採用(配属)後 3 ヶ月以内

二 継続研修 年 2 回

2 本規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者との協議により定める。

提供するサービスについての相談・苦情窓口

○ 医療法人社団明日佳 白石明日佳病院（代表：011-823-5151）

リハビリテーション科 主任 白川 信

事務部 事務部長 中山 直之

○ 白石区役所保健福祉課（代表：011-861-2400）

○ 北海道国民健康保険団体連合会（代表：011-231-5175）

附 則

本規定は、令和元年12月1日から施行する。

本規程は、令和7年4月1日から施行する。